

2018年4月10日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「ベトナム株式ファンド」
「ベトナム株マザーファンド」
信託約款変更のお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいておりますベトナム株式ファンドおよび当該ファンドのマザーファンドであるベトナム株マザーファンドにつきまして、下記の通り、信託約款の変更を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更ありません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

(1) ベトナム株式ファンド

120億円までとなっていた信託金限度額を220億円までとする変更を行います。

(2) ベトナム株マザーファンド

150億円までとなっていた信託金限度額を250億円までとする変更を行います。

2. 変更理由

追加設定の増加が見込まれ、また、投資対象の流動性の観点からもファンド規模の増大が運用に支障をきたすものではないと考えられることから、信託金の限度額に必要な修正を行うものです。

3. 変更日

2018年4月10日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント お客様専用フリーダイヤル 0120-88-2976

(受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時)

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。